

## ご挨拶 謹賀新年



本年もよろしくお願いたします。  
元旦の穏やかな日差しの中、近所の神社に初詣に行った帰り道、能登地方に震度7というニュースがスマホに飛び込んできました。年明け早々とてつもない災害が起こり、お正月の特番も地震一色となっていたところに、翌日には航空機の衝突事故という史上稀にみる悲惨な事故が起きてしまいました。その後の検証で、ひとりの犠牲も出さずに乗客を避難させたCAたちの咄嗟の判断や行動が世界中から賞賛を受けましたが、そこにはパニックとなった人たちをなだめる乗客の存在も大きかったとTVの解説者は振り返っていました。全員の脱出を確認し、最後に機体を後にした機長も立派な行動だったと思います。

いつ何時襲ってくるかもしれない危機や災害は防ぎようがありません。ただ、被害を最小限に抑える手立ては常日頃の訓練や意識の高さであることも立証された事件でもありました。

もう数十年にも渡って囁かれている南海トラフ地震や東京直下型地震も今日こうしている時にも襲ってくる可能性があります。常に危険とは隣り合わせであることを認識しながら有事に備えて準備をしておこうと思います。末筆になりましたが、今回の地震や事故で亡くなれた方へ心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々へ一日も早い復旧を願うばかりです。

税理士法人アークネット 代表社員 野呂 伸一郎

### 第37号 CONTENTS

- 1 ご挨拶
- 2 What's New  
※電子帳簿保存法  
(義務化) 施行
- 3 Tax Information  
※令和6年度  
税制改正の大綱の解説
- 4 Profile～職員スタッフ紹介
- 5 労務管理  
※労働条件明示における  
2024年4月からの新ルール
- 6 独り言

## What's New

## 電子帳簿保存法(義務化)施行

2024年1月1日から、電子帳簿保存法の特例猶予期間が終了し、「電子取引」における「電子データ」での保存が義務化されました。

『最低限、何をすれば良いのか?』といったお問い合わせが多いため、解説します。

- (1) 訂正・削除の防止に関する**事務処理規程**を定め、その規程に沿った運用を行う  
タイムスタンプは必須ではありません。事務処理規程のひな型も国税庁から出ています。

(<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>) ※

※上記国税庁リンク先では、索引簿の作成例(Excel)もダウンロード可能です。

- (2) **検索機能**を確保すること

- ①取引年月日、取引金額、取引先を検索条件として設定できる
- ②日付・金額に係る記録項目については、範囲条件指定ができる
- ③二以上の記録項目を組み合わせて検索できる

※取引データのファイル名を「取引年月日」「取引金額」「取引先」を含むファイル名とし、統一したルールで保存している(取引先ごとにフォルダ分けする)場合も、検索機能条件を満たすこととされています。

また、メール本文に「請求書」や「発注書」と同等となる文言が入っている場合には、メール自体の保存も必要となりますので、ご注意ください。

文責：千葉事務所所長 清瀬 由

Tax Information

# 令和6年度 税制改正の大綱の解説

## 【令和6年度税制改正解説】

令和5年12月22日に、令和6年度税制改正の大綱が閣議決定され、公表されました。以下、皆様に大きく影響すると思われるトピックを拾ってみました。

改正の目玉は、このところ毎年のようにリニューアルされている賃上げ促進税制ですが、要件などが複雑化しているので予め節税効果を狙って賃金を細かく設定するのがより困難になっています。今後は賃上げを継続的に実施して行く事が、制度のフル活用に繋がるものになって行くものと予測されます。

### 1. 構造的な賃上げの実現～賃上げ促進税制

給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度について、次の措置を講ずる。

#### ① 大企業向け

##### イ.改正の主なポイント

- ・原則の税額控除率を10%（現行：15%）に引き下げる。
- ・原則の税額控除率が15%から10%へ引き下げられる一方、税額控除率の上乗せ措置を見直すことで、税額控除率が最大30%から35%へ拡大。
- ・大企業のうち、青色申告法人で常時使用する従業員の数が2,000人以下であるもの（一定の法人を除く）に対する賃上げ促進税制を中堅企業向けとして新設。

##### ロ.税額控除率の上乗せ措置

(イ) 継続して雇用している人の給与等を比較して、その増加割合により控除率が上乗せされる。

| 増加割合 | 控除率          |
|------|--------------|
| 3%以上 | → 10%（原則）    |
| 4%以上 | → 15%（5%加算）  |
| 5%以上 | → 20%（10%加算） |
| 7%以上 | → 25%（15%加算） |

(ロ) 教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合 **税額控除率に5%を加算**。

(ハ) 「**プラチナくるみん認定**」(※1) 又は「**プラチナえるぼし認定**」(※2)を受けている場合 **税額控除率に5%を加算**。

##### ハ.控除限度額

適用年度の法人税額の20%を上限、繰越不可。

#### ② 中小企業向け

##### イ.改正の主なポイント

- ・中小企業向けの賃上げ促進税制について、上乗せ措置を見直すことで、税額控除率が最大40%から45%へ拡大。
- ・当期の税額から控除できなかった額は、5年間の繰越しができることとした上で、適用期限を3年延長。

##### ロ.税額控除率の上乗せ措置

(イ) 継続して雇用している人の給与等を比較して、その増加割合により控除率が上乗せされる。

| 増加割合   | 控除率   |
|--------|-------|
| 1.5%以上 | → 15% |
| 2.5%以上 | → 30% |

(ロ) 教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合 **税額控除率に10%を加算**。

(ハ) 「**プラチナくるみん認定**」若しくは「**プラチナえるぼし認定**」を受けている事業年度又は「**くるみん認定**」若しくは「**えるぼし認定(2段階目以上)**」を受けた事業年度である場合に **税額控除率に5%を加算**。

##### ハ.控除限度額

適用年度の法人税額の20%を上限

#### 二. 控除限度超過額の繰越

##### 5年間の繰越可能

繰越税額控除をする事業年度において、前年度の雇用者給与等支給額を超える場合に限る。

##### ホ.適用期間（大企業、中小企業）

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度

次世代育成支援対策推進法に基づく  
一般事業主行動計画を策定し、  
くるみん認定  
プラチナくるみん認定  
を目指しましょう!!!

2021年認定  
くるみん認定  
認定企業マークとして活用されています

令和4年4月1日から  
くるみん、プラチナくるみん認定の認定基準等が改正されます！  
※新たな認定制度がスタートします！  
詳細は、1～3ページをご覧ください

厚生労働省・都道府県労働局

女性活躍推進法に基づく  
えるぼし認定  
プラチナえるぼし認定の  
ご案内

目次

- 1 えるぼし認定、プラチナえるぼし認定までの流れ
- 2 認定のメリット
- 3 えるぼし認定
- 4 えるぼし認定に関する事業の公表
- 5 プラチナえるぼし認定
- 6 プラチナえるぼし認定申請後の申請の公表
- 7 認定の更新、再認定について
- 8 Q&A
- 9 えるぼし認定申請書の様式
- 10 プラチナえるぼし認定申請書の様式
- 11 認定申請書提出後の申請書の取扱い
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24
- 25
- 26
- 27
- 28
- 29
- 30
- 31
- 32
- 33
- 34
- 35
- 36
- 37
- 38
- 39
- 40
- 41
- 42
- 43
- 44

厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部(課)

働きやすい職場づくりへのインセンティブとして、「子育てと仕事の両立支援」や「女性活躍の推進の取組み」に積極的な企業に対する控除率の上乗せ措置が講じられている。

#### (※1) ◆くるみん認定・プラチナくるみん認定

—子育てサポート企業—

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定し、その行動計画に定めた目標の達成など一定の基準を満たした企業は、申請により、「くるみん」認定を受けることができる。

#### (※2) ◆えるぼし認定・プラチナえるぼし認定

—女性活躍推進企業—

女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により、「えるぼし」認定を受けることができる。

## 2. 交際費から除外される飲食費の上限が引き上げられます。

永らく「5,000 円基準」とされていた交際費から除外される金額基準が引き上げられましたので、経費使用の促進に繋がるものと予想されます。

交際費等の損金不算入制度について、次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長する。

① 損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準を1人当たり1万円以下(現行:5,000 円以下)に引き上げる。

② 接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を3年延長する。

(注)上記①の改正は、令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用する。

## 3. 中小企業のM&Aを促進するための準備金制度が拡充されました

成長意欲のある中堅・中小企業が複数の中小企業を子会社化するような成長を後押しするため、複数回M&Aを実施する場合は、これまで以上に最大100%まで一時的に損金計上出来るようになります。また、据置期間も5年間から10年間へ延長され、腰を据えてM&A後の事業拡充に取り組めるものと予想されます。

中小企業事業再編投資損失準備金制度について、産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の改正法の施行の日から令和9年3月31日までの間に産業競争力強化法の特別事業再編計画(仮称)の認定を受けた認定特別事業再編事業者(仮称)であるものが、その認定に係る特別事業再編計画に

従って他の法人の株式等の取得(購入による取得に限る。)をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合(その株式等の取得価額が100億円を超える金額又は1億円に満たない金額である場合及び一定の表明保証保険契約を締結している場合を除く。)において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額に次の株式等の区分に応じそれぞれ次の割合を乗じた金額以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できる措置を加える。

① その認定に係る特別事業再編計画に従って最初に取得をした株式等 90%

② 上記①に掲げるもの以外の株式等 100%

この準備金は、その株式等の全部又は一部を有しなくなった場合、その株式等の帳簿価額を減額した場合等において取り崩すほか、その積み立てた事業年度終了の日の翌日から10年を経過した日を含む事業年度から5年間でその経過した準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入する。

それぞれの制度の適用に関しましては、個別の要検討事項もございますので、アークネットのスタッフにお気軽にお申し付け下さい。  
本年も何卒宜しくお願い申し上げます。

東京事務所 副所長 公認会計士・税理士  
森 孝義



アークネット通信の記事に関するご質問、ご意見などにつきましては、社員・スタッフにお伝えいただくか、下記ホームページ「メールでのお問い合わせ」にてお寄せください。

◆税理士法人アークネット HP  
<http://www.arknet.info>

## Profile～職員スタッフ紹介

白鳥 佳奈子 (しらとり かなこ)  
静岡事務所所属 税理士



- ※1961年11月生まれ
- ※静岡県静岡市出身
- ※静岡大学人文学部卒
- ※主に静岡県内の税務署で法人税の調査に従事し、2022年7月退職。2023年9月より税理士法人アークネットに勤務。
- ※趣味:ハイキング、レコード鑑賞

※一言:個人申告や相続贈与について詳しくなりたいと思っています。

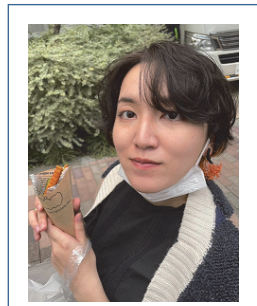
釜瀬 沙織 (かませ さおり)  
静岡事務所所属



- ※1981年2月生まれ
- ※静岡県静岡市出身
- ※生活関連サービス業を経て、パン製造業8年、結婚・出産後、税理士法人に3年勤務。2023年10月より税理士法人アークネットに勤務。
- ※趣味:キャンプ、犬猫を愛でる、お酒を嗜む

※一言:日々学び、真摯に向き合い、少しずつでもお客様の力になれるように努めます。よろしくお願いたします。

岩沢 風花 (いわさわ ふうか)  
静岡事務所所属



- ※1994年1月生まれ
- ※埼玉県鶴ヶ島市出身
- ※都内で外構工事施工管理業・造園業、建築設計補助業務を6年ほど経験し、2023年9月より税理士法人アークネットに勤務。
- ※趣味:釣り、キャンプ

※一言:他業種からの転職で業界未経験ですが、これまでの経験も活かしつつ、皆さんからしっかり学ばせていただきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします！

## 労務管理 労働条件明示

における2024年4月からの新ルール

使用者には労働者を雇い入れる際に労働条件を明示する義務が課されています。その内容や方法については一定のルールが定められていますが、このルールが2024年4月1日に改正されることになりました。今回の改正では、新たに4つの明示事項が追加されます。

| 対象者       | 明示のタイミング                       | 新しく追加される明示事項                  |
|-----------|--------------------------------|-------------------------------|
| 全ての労働者    | 全ての労働契約の締結時と<br>有期労働契約の更新時     | ① 就業場所・業務の変更の範囲               |
| 有期労働契約労働者 | 有期労働契約の締結時と更新時                 | ② 更新上限(通算契約期間又は更新回数の上限)の有無と内容 |
|           | 無期転換ルール*に基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時 | ③ 無期転換申込機会<br>④ 無期転換後の労働条件    |

※同一の使用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換する制度です。

今回の改正の大きな目的としては、労使の認識の相違からトラブルや紛争を防ぐことにあります。そのため、雇入れ時だけでなく将来を見越した労働条件についても明示するよう義務付けられたものです。

また、今までは使用者が周知や告知をする必要がなかった為に認知度が低かった無期転換申込権について明示することにより、労働者とその権利を行使するか否か主体的に判断できるようにしたものです。

4月は多くの新入社員が入社する時期です。法令を遵守して適切に対応するためにも計画的に準備を進めておきましょう。

社会保険労務士 早坂洋実

～～独り言～～ 『チョコちゃんに叱られる』というNHKの番組をご存じだろうか。チョコちゃん(5歳)が出した質問に出演者が答えられないと、『ポーッと生きてんじゃねーよ!』とチョコちゃんが煙を吐きながら叱る。だが、実はそのポーッと生きている時間が大切なんだという。ポーッと生きている時間は睡眠と同じく脳内で記憶の整理が行われる。大切なものは海馬という器官を通して大脳に送られ、記憶のタンスにしまわれるが、必要のないものや記憶したくないものはその場で捨てられるというのだ。本当は大切にしなければならぬ記憶でも、自分で『必要ない』と判断してしまったら忘れてしまうのは困ったものだが、時々どーでもいいことを覚えていて、よくそんなことを覚えてるね!と感心されることがある。どーでもいいことなので、忘れていいはずなのだが、なぜか記憶のタンスからちょくちょく顔を出す。一番困るのは、自分ではどーでもいいと判断した妻との会話だ。(^^; 文責:野呂伸一郎

**ARKNET**

税理士法人アークネット <http://www.arknet.info>

静岡事務所 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町11-13

TEL 054-251-2121 FAX 054-251-2161

東京事務所 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-7-13 山手ビル3号館8階

TEL 03-5289-8473 FAX 03-5289-8474

渋谷事務所 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町36-6 西村ビル3F

TEL 03-3461-2441 FAX 03-3461-9811

千葉事務所 〒262-0033 千葉県千葉市花見川区幕張本郷1-11-24 フォルテ5A

TEL 043-307-5590 FAX 043-307-5591